

## 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領

(目的)

第 1 介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号、以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第 2 第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成 1 4 年 4 月 1 日）第 1 条及び第 3 条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

(意見聴取及び連絡調整を行う事項)

第 2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。

ただし、療養病床（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の転換先の施設等の指定等に関する事項を除く。

一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型介護老人福祉施設（法第 8 条第 2 1 項）を除く。）

老人福祉法（昭和 3 8 年 7 月 1 1 日法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 4 項及び第 6 項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第 4 8 条第 1 項第 1 号の指定に関する事項

二 介護老人保健施設

法第 9 4 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の許可に関する事項

三 介護医療院

法第 1 0 7 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の許可に関する事項

四 特定施設（地域密着型特定施設（法第 8 条第 2 0 項）を除く。）

法第70条第4項、第5項及び法第70条の3の指定に関する事項

ただし、法第41条の指定を受け混合型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム及び有料老人ホームが、「混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員」を変更しようとする場合であって、その変更後の数が、次のいずれかに該当する場合の変更に関する事項を除く。

ア 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第3項及び第16条第2項の規定に基づき届け出がなされている「入所定員」の数以内であるとき。(市町村等の養護老人ホーム)

イ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第4項及び第16条第3項の規定に基づき認可を受けている「入所定員」の数以内であるとき。(社会福祉法人の養護老人ホーム)

ウ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第29条第1項及び第2項の規定に基づき届け出がなされている「入居定員」の数以内であるとき。(有料老人ホーム)

(既存数の公表)

第3 療養病床から転換したものを除く施設等については、高齢福祉課において毎年3月31日と9月30日現在の指定入所定員総数等(以下「既存数」という。)を明らかにした別表を公表する。ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

(事前相談)

第4 第2の各号に規定する指定等を受けようとする者(以下「設置予定者」)

という。)は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票(介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設にあっては様式1及び様式1-1)を当該施設等が所在することとなる市町村(以下「当該市町村」という。)及び福祉相談センターへ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を福祉相談センターに提出するものとする。

- 一 前年度の3月末日の既存数が公表されてから当該年度の5月末日まで
- 二 当該年度の9月末日の既存数が公表されてから11月末日まで

2 福祉相談センターは、事前相談票の提出を受けるに当たり設置予定者に対し、整備又は指定等予定年度、土地・建物等の確保の方法及び事業運営方法等について確認するものとする。

また、当該市町村に対して、前項の各号の規定により提出のあった事前相談票の施設等の指定等に関する参考意見(様式2)を求めるものとする。

3 事前相談票につき当該市町村の参考意見を求めた後、福祉相談センターは、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」及び「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」(平成14年4月1日付け健康福祉部長通知)に定める幹事会及びワーキンググループに諮り事務局案を作成する。ただし、介護老人保健施設に係る事務局案作成に当たって、特に医療関係団体等との連絡調整が必要な場合には、福祉相談センターは、保健所に必要な情報を速やかに伝達し、協力依頼を行うものとする。

(意見聴取及び連絡調整の基準)

第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画(以下、「県計画」という。)におけるそれぞれの施設種別(介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。)の老人福祉圏域(以下「圏域」という。)毎、年度毎の整備目標値(必要入所定員総数又は必要利用定員総数)

から既存数を差し引いた数の範囲内であること。

- 二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

なお、県計画の当該計画期間を越える前倒し（最終年度の整備目標値を越える整備）については、圏域内の原則全市町村が特別に必要と認め、かつ、高齢福祉課が同意した場合に限るものとする。

- 三 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）／当該市町村計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。

- 四 当該市町村計画の利用見込量を超える場合の調整に当たっては、別に定める施設等整備の基本事項、当該市町村における施設等の整備状況及び整備の考え方などを総合的に勘案するものとする。

ただし、同条件、同順位の場合は、抽選で決める。

- 五 第二号及び第三号の規定にかかわらず、当分の間、第2第四号に定める特定施設のうち混合型特定施設については、既に混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設が老人福祉法の規定により既に届け出がされた入所定員及び入居定員又は認可された入所定員の数以内で混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員を増加させるものを優先することとする。

（推進会議の結果の伝達）

- 第6 福祉相談センターは、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果について、速やかに高齢福祉課及び圏域を構成する市町村に報告するとともに、設置予定者に伝達（様式3）する。

- 2 前項の報告を受けた高齢福祉課は、特定施設に係る推進会議の結果については、指定等を行う福祉相談センターへ報告するものとする。

なお、推進会議の結果を報告した福祉相談センターと特定施設の指定等を行う福祉相談センターが同一の場合には、この報告を省略するものとする。

(指定等)

第7 第2の各号に規定する施設等の指定等に当たっては、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果を尊重するものとする。

(報告等)

第8 福祉相談センターは、第6により整備の承認通知(様式3)を受けた法人等の代表者(以下、「開設予定者」という。)に対し、当該施設の整備の進捗状況等について、報告(様式4)を求めることができる。

(辞退等)

第9 第6による整備の承認通知(様式3)を受けた施設について、開設予定者が当初計画に基づく整備推進ができなくなった場合、又は承認通知日から3年が経過した場合は、入札の不調等やむを得ない事情があると認められるものを除き、当該承認通知は失効するものとし、福祉相談センターは、開設予定者に対して、原則として整備辞退届(様式5)を提出させるものとする。

2 整備辞退届の受理をした福祉相談センターは、その内容を速やかに高齢福祉課及び施設開設予定市町村へ報告するものとする。

(取り消し)

第10 福祉相談センターは、開設予定者が、正当な理由なく第8に定める報告を行わなかった場合、又は第9に定める整備辞退届を提出しなかった場合、又は虚偽の申請・報告を行ったことが明らかになった場合は、整備の承認を取り消す(様式6)ことができる。

(指定等の報告)

第 1 1 福祉相談センターは、第 2 の各号に定める施設等について指定等を行った場合は、様式 7 又は様式 8 により、速やかに高齢福祉課へ報告するものとする。

また、次項による報告があった場合も高齢福祉課へ報告するものとする。

2 指定都市、岡崎市、豊田市及び東三河広域連合は、第 2 の各号に定める施設等について指定等を行った場合は、様式 7 又は様式 8 により、速やかに担当の福祉相談センターへ報告するものとする。

(適用除外)

第 1 2 既に指定等を受けている施設等が、事業承継により開設者を変更する場合であって、次の第一号及び第二号に該当する場合、又は、施設を移転する場合であって、次の第一号から第三号のいずれにも該当する場合は、この要領を適用せず、福祉相談センターは、推進会議での意見聴取及び連絡調整を経ることなく指定等を行うことができる。

一 当該施設等が受けている指定等の定員数を超えない場合。

二 当該施設等に入所(居)している利用者保護の観点から、移転又は承継により利用者に不利益が生じることがないと認められる場合。

三 当該施設等が所在する圏域内の移転である場合。

2 前項の適用を希望する施設等は、原則として、事業承継または移転をする日の 2 ヶ月前までに様式 9 により施設の所在する市町村を所管する福祉相談センターへ申請し、承認を得なければならない。

3 福祉相談センターは、前項による申請があった場合、内容を審査し、結果を申請者に通知(様式 10)するとともに、その写しを高齡福祉課及び当該施設が所在する市町村に送付するものとする。なお、特定施設の場合にあっては、指定等を行う福祉相談センターへも送付するものとする。

(東三河北部圏域及び東三河南部圏域における取扱特例)

第 1 3 東三河北部圏域及び東三河南部圏域においては、第 1 1 第 2 項を除

き、この要領を適用しない。

(その他)

第14 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行日)

1 この要領は、平成14年5月31日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る平成14年度の取扱特例)

2 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る整備及び指定については、平成14年11月末日までに事前相談票が提出されたものを、直近の推進会議において、意見聴取及び連絡調整を行う。

(介護療養型医療施設に係る平成14年度の取扱特例)

3 介護療養型医療施設の指定については、平成14年8月15日までは、その申請を高齢福祉課で直接受け付け、審査の上、適当と認められるものについて、指定する。

二 平成14年8月16日以降平成14年11月末日までに事前相談票が提出されたものについては、直近の推進会議において、意見聴取及び連絡調整を行う。

附則

(施行日)

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(施行日前の推進会議の意見聴取及び連絡調整の取扱)

2 平成18年3月以前に開催された推進会議においてなされた平成18年度以降の指定等に関する意見聴取及び連絡調整は、原則として効力を有しないものであるが、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について計画的に整備が進捗していると高齢福祉課において把握されているものについ

ては、第3第1項ただし書きを適用する。

(特定施設に係る取扱特例)

3 平成18年3月31日までに着工された特定施設は、既存数に算入する。

附則

(施行日)

この要領は、平成18年11月10日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成19年4月23日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成19年6月5日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成20年4月23日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則



(施行日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成25年10月24日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(整備辞退にかかる経過措置)

この要領の施行の日において、既に整備の承認通知日から4年を経過した  
ものについては、第9及び第10の規定を適用しない。

附則

(施行日)

この要領は、平成28年10月21日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(整備辞退にかかる経過措置)

この要領の施行の日において、既に整備の承認通知日から3年を経過した  
ものについては、従前のおりとする。

附則

(施行日)

この要領は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から  
適用する。

附則

(施行日)

この要領は、令和元年10月28日から施行し、令和元年5月1日から適  
用する。